

宮城県行政評価委員会
政策評価部会（平成29年度第1回）

日 時：平成29年5月23日（火曜日）

午前10時から午前11時50分まで

場 所：行政庁舎9階 第1会議室

平成29年度第1回 宮城県行政評価委員会政策評価部会 議事録

日時：平成29年5月23日（火）午前10時から午前11時50分まで

場所：宮城県行政庁舎9階 第1会議室

出席委員：井上 千弘 委員 稲葉 雅子 委員 内海 康雄 委員
高力 美由紀 委員 佐々木 恵子 委員 佐藤 健 委員
福本 潤也 委員 寶澤 篤 委員

欠席委員：本図 愛実 委員

司 会 ただいまから、「宮城県行政評価委員会平成29年度第1回政策評価部会」を開催いたします。

開会に当たりまして、宮城県震災復興・企画部震災復興政策課長の武者光明より御挨拶を申し上げます。

震災復興政策課長 開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は皆様方におかれましては大変お忙しい中、行政評価委員会政策評価部会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様方には、行政評価をはじめ、県政全般の推進につきましても日頃格別の御指導、御助言を賜りまして、改めて厚くお礼を申し上げます。

さて、今年度は、宮城県震災復興計画が掲げる再生期の最終年度に当たり、次の発展期につなぐ大事な年となっております。災害公営住宅などの生活を支える生活基盤や災害に強いまちづくりなどのハード対策を着実に進めながら、さらには被災された方一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな支援などにも力を入れてまいりたいと考えております。

また、昨年度改訂いたしました宮城の将来ビジョンにおきましては、計画の終期を震災復興計画と合わせて平成32年度までとするととともに、これまでの富県宮城の理念などを継承しつつ、今まで以上に福祉や教育といった分野も充実しているところでございます。

政策評価部会では、限られた期間の中で、集中して委員の皆様方に御審議をいただくこととなります。大変な御負担をおかけすることとなりますが、どうぞよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、開会に当たっての挨拶といたします。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

司 会 続きまして、今年度4月に御就任いただきました委員を紹介させていただきます。

佐藤健委員でございます。

佐藤委員 佐藤です。よろしくお願いいたします。

司 会 続きまして、4月に異動のありました県職員の紹介をさせていただきます。
震災復興政策課企画・評価専門監の諸星久美子でございます。

企画・評価専門監 諸星と申します。どうぞよろしくお願いたします。

司 会 なお、課長の武者は他の公務のため、これにて退席させていただきます。大変
申し訳ございませんが、よろしくお願いたします。

震災復興政策課長 よろしくお願いたします。失礼いたします。

司 会 続きまして、定足数の報告をさせていただきます。
本日は、井上部会長はじめ8名の委員に御出席いただいております。行政評価
委員会条例第4条第2項及び第6条第6項の規定による定足数を満たしております
ことから、会議は有効に成立していることを御報告いたします。
それでは、これより議事に入ります。
進行については、行政評価委員会条例第4条第1項及び第6条第6項の規定に
より井上部会長に議長をお願いいたします。

井上部会長 本日は御多忙のところ、本部会に御参集いただきましてありがとうございます。
昨年は4回から5回、各分科会の開催があったと思いますが、少しでも皆様の負
担を減らすように、開催回数を削減するなどの案について、後ほど、事務局から
提案があると思います。とはいえ、これから1か月弱、日常の業務に加えて短時
間で審議を進めていただきますので、大変お忙しくなると思いますが、どうぞよ
ろしくお願いたします。

それでは、簡単ではございますが、挨拶を終わらせていただきまして、議事に
入りたいと思います。

まず、議事に先立ちまして、議事録署名委員を指名したいと思います。昨年度
の政策評価部会では、第1回は福本委員と寶澤委員、第2回は稲葉委員と内海委
員をお願いいたしました。今回は佐々木委員と佐藤委員のお二人をお願いしたい
と思います。

では、御異存なければ、佐々木委員と佐藤委員、よろしくお願いたします。

続きまして、会議の公開についてですが、行政評価委員会運営規程第5条の規
定により当会議は公開といたします。

それでは、お手元の次第に従って議事を進めてまいります。

議事(1)「平成29年度政策評価・施策評価について」に入ります。

まず、お手元の資料1を御覧ください。平成29年度政策評価・施策評価につい
ては、資料のとおり、知事から行政評価委員会へ諮問がなされております。この
諮問を受けて、行政評価委員会条例第6条第1項及び行政評価委員会運営規程第
2条の規定により、本部会において調査、審議を行うことになっており、皆様
にお集まりいただいているところでございます。

それでは、本年度の政策評価・施策評価の状況について、事務局から説明をお
願いたします。

それでは、平成 29 年度政策評価・施策評価について、お手元の資料 2 を御覧ください。

初めに、1 ページ目を御覧ください。

1 番の政策評価・施策評価の趣旨についてですが、本県では、行政活動の評価に関する条例に基づき政策評価・施策評価を実施しており、こちらの書面は、平成 28 年度の政策、施策及び施策を構成する事業を対象に、県の評価原案の内容を御説明するために作成したものでございます。

次に、2 の（1）評価を行う目的については、丸数字でお示ししております 3 つの項目が評価の目的となっております。

また、（2）については、平成 19 年 3 月に策定されました宮城の将来ビジョン、それから、平成 23 年 10 月に策定されました宮城県震災復興計画の策定経過等について説明をしております。

続きまして、2 ページをお開きください。

中ほどの図に政策・施策体系のイメージをピラミッドで示しております。まず、一番上に記載の政策推進の方向ですが、こちらは富県宮城の実現など、将来ビジョンで定めております 3 つの政策推進の方向を表しております。その下に宮城の将来ビジョン、震災復興計画それぞれについて政策・施策、それを構成する事業が階層で示されておりますが、ピラミッドの脇の四角い囲みにありますように、それぞれは目的と手段の関係となっております。下のほうから、施策という目的を実現する手段として事業があり、その施策を手段として政策という目的を実現することにより、最終的には政策推進の基本方向の実現につながるというイメージと御理解いただければよろしいと思います。

次に、3 ページの中ほどの表を御覧ください。

（3）の政策評価・施策評価の対象、項目、基準についてまとめております。表の右側の施策評価については、一番下の段の評価基準のとおり、目標指標等の達成状況や県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果を勘案しながら評価をすることとなっております。また、左側の政策評価については、施策の成果を基準として評価をすることとなっております。

次に、4 ページをお開きください。

（4）政策評価・施策評価の流れをフロー図で示しております。本日の会議は、フロー図の右側 4 番に当たります。並行して 2 番、5 番のとおり、基本票と要旨を公表すると同時に、パブリックコメントを実施することとしております。評価の基準や流れについては、議事の（2）において改めて御説明申し上げます。

次に、5 ページを御覧ください。

今年度の政策評価・施策評価の原案の評価状況でございます。政策、施策とも、評価の区分は「順調」から「遅れている」まで、四角い囲みにございます 4 つの区分により評価を行っております。その意味合いについては、枠内を御参照願います。

それでは、初めに、宮城の将来ビジョンの体系における政策評価の状況ですが、5 ページに記載のとおり、「順調」とした施策は 0、「概ね順調」が 10、「やや遅れている」が 4、「遅れている」としたものは 0 となっております。参考として、昨年度の結果を記載しておりますが、こちらと比較しますと「概ね順調」が 1 つ増え、「やや遅れている」が 1 つ減っております。

個々の政策・施策ごとの評価の一覧は、後ほど御覧いただきますが、参考までに6ページに「やや遅れている」と評価した4つの政策を記載しております。

次に、施策評価の状況ですが、7ページに記載のとおり、「順調」とした施策が1、「概ね順調」が20、「やや遅れている」が12、「遅れている」が0となっております。昨年度と比較しますと「概ね順調」が2つ増加、「やや遅れている」が2つ減少しております。なお、「順調」と評価した施策は、参考2に記載のとおり、「安全で安心なまちづくり」の1施策、「やや遅れている」と評価した施策は、参考3に記載のとおり、合わせて12施策となっております。

次に、8ページをお開きください。

8ページの(2)からは、宮城県震災復興計画及び震災復興実施計画の体系における評価の状況でございます。

まず、政策評価についてですが、「順調」とした政策が0、「概ね順調」が7、「やや遅れている」及び「遅れている」とした政策は0となっております。昨年度と比較しますと「概ね順調」が1つ増加し、「やや遅れている」が1つ減少しております。

次に、施策評価の状況ですが、9ページに記載のとおり、「順調」とした施策は0、「概ね順調」が21、「やや遅れている」が2、「遅れている」が0となっております。昨年度と比較しますと、「順調」が1施策減少、「概ね順調」が4つ増加、「やや遅れている」が3つ減少しております。

表の米印2つ目、震災復興計画に基づく施策のうち、「廃棄物の適正処理」については、既に処理が完了しておりますことから、平成27年度以降は評価を行っておらず、施策の合計の欄が23となっております。

なお、「やや遅れている」と評価しました施策は、参考4に記載のとおり、「経済・商工・観光・雇用」の分野など合わせて2施策となっております。

11ページ以降に、ただいま御説明しました政策評価・施策評価の一覧表がございます。こちらには、政策・施策ごとに本年度の評価の原案を記載しております。右側の欄には、施策ごとの目標指標等の達成状況についても記載しております。

それから、16ページ以降の震災復興計画につきましては、昨年末に実施した県民意識調査の結果を、右端の欄に記載しており、凡例が四角い囲みの中にあるとおり、満足度による区分となっております。

続きまして、お手元に配布している参考資料1と2は、宮城県地方創生総合戦略の評価に関する資料となっております。地方創生総合戦略の施策は、将来ビジョンや震災復興計画に含まれると位置づけられており、これについては、ただいま御説明しました政策評価・施策評価の中で一体的に評価をされております。

地方創生戦略の評価につきましては、4つの基本目標ごとに、数値目標、KPI（重要業績評価指標）の達成度、総括的な評価をまとめております。委員の皆様方には、政策評価・施策評価の基本票と、評価の内容を御審議していただくことにより、その結果を通じて、総合戦略の評価に反映をさせていくこととなりますので、こちらを個別に御審議いただくというものではございません。

なお、参考までに、地方創生総合戦略の事業のうち、国の交付金の対象になっている事業につきましては、国への実施報告に当たり、政策評価・施策評価の審議内容も踏まえて報告していきたいと考えておりますので、御承知いただければと存じます。

以上、地方創生総合戦略について、参考資料1, 2の御説明でございました。
それから、最後に、お送りした基本票については、今後、分科会の審議に使用いたしますので、分科会の際に御持参いただきますよう、よろしく願いいたします。

議事(1)「平成29年度政策評価・施策評価について」の説明は以上でございます。

井上部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

もし質問等がありましたら、次の議事のところで申し出いただいても構いませんので、議事を次に進めさせていただきたいと思っております。

それでは、議事の(2)「政策評価部会・分科会の進め方等について」に入ります。

まず初めに、分科会に属する委員の指名を行わせていただきたいと思います。

これに関しましては、行政評価委員会条例第6条第4項及び行政評価委員会運営規程第7条の規定により、部会長が指名することになっておりますので、私から提案させていただきます。

本年度の各分科会の所属委員及び担当政策・施策につきましては、お手元の資料3のとおり、各分科会の御担当は、第1分科会につきましては、内海委員、稲葉委員、高力委員の3名に、第2分科会は本岡委員、佐々木委員、實澤委員の3名、第3分科会につきましては福本委員、それから私と、新任の佐藤委員、この3名でお願いしたいと思います。

あわせて、資料3の中央に各委員の名前がありますが、お名前の前に二重丸が記載されている委員に、各分科会の分科会長をお願いしたいと思います。

それから、第2分科会で御審議いただく政策9「コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実」につきましては、第3分科会から福本委員に加わっていただきたいので、よろしく願いいたします。

それでは、冒頭で簡単に触れましたが、政策評価・施策評価の審議方法の見直しにつきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

企画・評価専門監 それでは、政策評価・施策評価の審議方法の見直しについて御説明いたします。

お手元の資料4を御覧ください。

1 見直しのポイント等の(1)「現状」でございますが、政策評価・施策評価の審議については、これまで、21の政策と56の施策の全てについて対面審議を実施しており、審議時間、開催回数面で委員の皆様等の負担が大変大きく、審議の効率化を図りたいと考えております。

(2)「見直しのポイント」としては、①として、対面審議を減らし、当日審議対象の半数程度について書面による審議を導入しようとするものです。②と③は連動して取り組む内容となりますが、1政策・施策当たりの審議時間の短縮化を図るため、担当課による概要説明の省略や対面審議における質疑事項の厳選により効率的な審議の促進を図ろうとするものでございます。

書面審議の対象については、下の米印イ、事前に委員の皆様方から質疑事項が

提出されていないもの、ハ、対面審議を実施しなくとも判定が可能なものなどを考えております。

3の「分科会における具体的手続」については、(1)から(3)までの取り扱い、これまでどおりですので、(4)以降が見直しの関連となっております。

3の(4)「分科会当日の手続」につきましては、まず、当日の論点整理において、分科会として、書面審議と対面審議のどちらにするか、政策・施策についてそれぞれ選定していただきます。ここで、ロ、対面審議とされた政策・施策については論点の整理をし、判定を行うために必要な質疑事項を厳選していただき、効率的な審議の促進を図りたいと考えております。

続いて、2ページを御覧ください。

②の「書面審議による判定」におきましては、①で書面審議とされた政策・施策について、基本票や、担当課から事前に文書で提出されました質疑事項に対する回答の内容等から判定及び判定理由を御審議・決定していただきたいと考えております。

③の「対面審議による判定」につきましては、これまで各政策の担当課から審議の冒頭で事業等の概要説明をしておりましたけれども、委員の皆様方には事前に基本票を御覧いただいておりますので、この概要説明を省略させていただくとともに、厳選していただいた質疑事項に限って質疑を実施していただくことで、審議時間の短縮を図りたいと考えております。

④「前回の判定等の確認」につきましては、2回目以降の分科会で行うものになっております。昨年度は調整に時間を要し実施できませんでしたが、今年度は実施の徹底を図りたいと思っております。

(5)「審議結果の早期の情報提供」につきましては、今回からの手続となります。こちらについては、判定等の原案を早目に担当課に情報提供し、修正等の的確な対応を早目に促すために実施しようとするものでございます。

次に、4(1)「見直しによる効果」でございます。こちらはあくまでも試算となりますけれども、対面審議の時間が半分程度短縮でき、これにより分科会全体の審議時間が約3割、分科会の開催回数は5回程度縮減できるものと見込んでおります。

なお、4の(2)のとおり、事務局といたしましては、見直し後も審議・評価の精度の維持・向上が図られるように取り組んでまいりたいと考えております。

5の「実施予定時期」については、今回の評価からの実施を予定しております。

最後に、この見直しにつきましては、政策評価部会の各分科会長の皆様に事前に御了解いただいておりますとともに、3月には行政評価委員会にも報告しておりますことを申し添えます。

説明は以上でございます。

井上部会長 どうもありがとうございました。

今、御説明があったように、本年度から審議方法を見直していこうということで、事務局から原案を出していただきましたけれども、これに関しまして、議論をしていきたいと思っております。

まず、ただいまの御説明に対して、何か御不明な点などありましたら、先にお願ひしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

確認ですが、当日にならないと対面審議か書面審議かはっきり分からないので、どちらか決まるまでは審議の時間も分からないということですよ。

企画・評価専門監 はい、そうです。

井上部会長 昨年までは、時間配分が最初の時点ではっきりしていて、それに沿って進めていましたが、今年はフレキシブルになっていくということですね。

企画・評価専門監 はい、そうなります。

井上部会長 そうすると、今までよりも論点整理時間が必要になるのではないのでしょうか。書面審議による判定というのは、論点整理の中でやるということになりますか。それとも対面審議が終わってからでしょうか。

企画・評価専門監 この後御説明しますが、論点整理の中で、対面・書面の選定と、対面審議の質疑事項の整理をしていただき、その後、県の関係課を呼ぶ前に、書面審議となったものの判定をしていただくということで考えております。

井上部会長 まず論点整理の時間を置いて、それから対面審議に入るという理解でよろしいでしょうか。

企画・評価専門監 そうです。

井上部会長 ありがとうございます。

實澤委員 今までは、論点整理では「こういったところが気になりますね」と話したくらいで、まずは具体的にお話を聞いてみてから判断しましょうといった流れでしたが、紙で回答を見ただけでどのくらい判断できるか疑問です。

趣旨からすると大賛成で、できる限り負担が軽いほうがいいだろうというところはありますが、今まで対面審議でやっていたものの半分が書面審議で済むかと言われると、とてもそんな感想はなくて、やはり対面審議をしてよかったと思うことのほうが多いです。半分というのは、単に我々の負担を考えて、時間を先に計算してこの数になったのですか。それとも、前例を見て、対面審議は要らなかったものが半分くらいあったから、この数になったのですか。

企画・評価専門監 決して、対面審議が要らなかったということではありません。委員の皆様には、細かい事項まで質疑項目を上げていただき、確認をしながら審議していただいていると思いますが、お忙しい中、また、答申までの時間も限られている中で、何度もお集まりいただき、時間をかけていただいているので、なるべく書面で確認できる場所は、それで代えられないかということです。それから、対面審議でも、できるだけ質問事項を絞れないかということで、必ず50%にしてくださいということではございませんけれども、何とか半分程度にしますと、負担の軽減も図られ、質疑事項等の厳選により効率的に、また、特にここはという施策・政策

を少し掘り下げていくことなども可能なのではないかということについて、行政評価委員会からアドバイスを受けておりましたので、そういった考え方で今回の案となっております。

寶澤委員 今までの対面審議の中でこれは要らなかったというものがないと時間の読みはできないと思いますし、今まで十分に対面審議のときに議論を尽くせたかというところ、むしろ、尽くせていないほうが多いと思っています。

私も時間がないので、短くしてほしいのですが、委員が忙しいので簡素化しましたと言われたときに、県民は納得するかどうかというところが多分一番のポイントかと思います。時間短縮についてのロジックがもう少ししっかりしていないと、ただ「御負担が多いのではないか」ということが理由では、我々のために審議を簡素化したような、我々が審議を小さくしたような形になってしまうと思います。我々は別にそこは求めていないですし、厳選したことだけ質問してくださいと言われても、当日の対面審議の中で、新たな疑問などが出てくるので、それを言うてはいけないのかということも含めて、どこを削れば半分まで減るのがイメージできないので、結論がこうなるといいなどは思っていますけれども、今は快諾できない状態です。

井上部会長 全ての分科会に共通するかどうかは分かりませんが、第3分科会ですと、宮城の将来ビジョンと震災復興計画で、政策や事業の内容がかなり重複していますので、できるだけ共通するものをまとめて審議をしていくと、今までは別の日に個々に対面審議をしていたものを一括して審議できるので、かなり時間の縮減ができると捉えています。

第1分科会や第2分科会では、そのような縮減がどの程度できるのかという実感はいかがでしょうか。

寶澤委員 佐々木委員がもし違う感想でしたら後で発言していただきたいのですが、今、井上部会長がおっしゃられたように、政策と施策がかなりオーバーラップしていて、政策と施策で全く同じ説明を受けて、これについては語り尽くしましたねということはあるので、そこを整理してもらうのはすごくいいことだと思います。確かに、同じような項目を何回も説明されるのは時間の無駄です。オーバーラップしているようなところをまとめて、同じ日に開催していただければ、それなりに短縮につながるのではないかと思います。事務局の整理が大変だとは思いますが。

井上部会長 内海委員、第1分科会はいかがでしょう。

内海委員 私が思いますに、審議をどこまでやればいいのかというのがあって、県民の目線もいろいろな目線があって、どこに合わせるのかということだと思います。時間が短くなったとしても、最初に井上部会長が言われたように、論点整理の時間が長くなって、ここは詳しくやりましょうというところはむしろ時間がとれるかもしれないですが、実際に対面審議をして、見込み違いがあった場合が心配です。今おっしゃったのは、質疑をしているうちに気づくことが時々あるから、それが

漏れるのが心配というお話なのかもしれませんが、ただ、今回の見直しを固定化してずっと続けるということではありませんよね。

企画・評価専門監　今回はこういったやり方で見直して、まず、書面審議を導入させていただき、その後、やってみてどうであったかということ踏まえて、引き続き改善に取り組んでいきたいと考えております。

先ほど部会長から「同じような施策・政策」というお話がございましたが、分科会の日程を後ほど、資料の10でお示ししますが、番号順に並んでいないところ、ビジョンの「ビ」と震災の「震」が入っているのでお分かりになるかとは思いますが、政策・施策、それからビジョンと震災を交えて、似ているものを同じ日に、同じ日程で開催し、審議していただくようになっております。関係課も非常に多くに及んでおりますので、説明をする側にとっても効率的に、同じ日程に集めるようにして実施しております。

井上部会長　ほかの委員の方々も何か御意見等ございましたらお願いします。

高力委員　対面審議が短くなって、特に1施策当たり10分ということで、時間も半分になってしまうので、質問を絞る必要があるという気がします。第1分科会でいうと、数字の確認などは書面で終えられるかと思うのですが、そうではない部分については、多分、論点整理のところで、うまくまとめて質問しなければいけませんよね。そのときに、各委員の質問のコメントに対して回答が準備されてくるわけですが、論点整理の中で、委員のこの意見とこの意見をまとめると、こういうロジックだよねとなって、実際対面で質問したときに、質問項目に対する答えの準備が案外できないかもしれないという気がして、論点がかみ合わない可能性がある点がやや不安ではあります。

ですから、一つ一つ聞いていくと、それぞれに答えがありますが、論点整理の中で我々の質問が少し変わってくると、それに対する答えの準備がどれぐらいできるのかという懸念があります。そこをうまく論点整理をして、つまり、答えられる範囲で何が質問できるかというのが策かな、という感じはいたしております。以上です。

井上部会長　ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

福本委員　2年間やらせていただいた感想ですが、全体的に議論の内容が細かいという気がしています。例えば、施策に関係するような部署が、どういう取組をしたか、どういう成果があったかというものを基本票にまとめ上げて書いてありますが、我々はそれに対して、具体的にどういう成果があったのかとか、この数値は何かとか質問しますので、内容が全体的に細かい気がしていて、本当にそれでいいのかと思います。

対面審議する意義というのは、例えば、その政策の中で、一体何が今重要だと考えているのかといった点について意見交換ができる点、書面からは分からない点について聞けるのが一つの意義かと思っています。

私が評価するときに知りたいことは何かといいますと、例えばその施策に関係

する内容の中で、県の役割は一体何で、市町村の役割は一体何で、その中で県としてはどこまでやっているかといった全体像的なものです。そういったことは書面からは読み取れません。例えば事前に追加の資料をいただくとか、または当日、基本票の説明を読んでいただくより、補足的な資料を示していただいた上で、今はここに重点を置いており、こういう成果があったからこういう評価をしたといった点を説明していただくと、評価の妥当性等が判定しやすいと思っています。

時間を短くするのは構わないと思いますが、審議の方法として、対面審議の中で、我々が読んできた基本票をもう一回読まれているようなところが結構多かったので、例えばパワーポイント1枚とかで、この事業は全体の中でどういう位置づけ、どういう枠組みになっているかなどを説明していただいたほうが、はるかに、県として適切に評価しているかどうかについて、こちらも意見を述べやすいというか、分かりやすいのではないかと思います。

企画・評価専門監 ありがとうございます。

今お話のあった、何に特に力を入れているとか、県の役割は何かということは、基本票の中には必ずしも記載されていない事項になりますけれども、こちらについては、事前に質疑事項をお寄せいただく中で御指摘いただければ、担当課で対応は十分できると思います。

福本委員 ただ、こちらが質問を出してから審議当日までの時間が短くて、時間がなくて資料が作成できないといった回答が結構多かったでするので、例えば質問の提出を少し前倒しして、書面のやりとりを2回ぐらいしたほうが、書面審議もはるかに効率化するのかなと思いました。

井上部会長 今の福本委員のお話で、我々が既に読んできた基本票の説明に数分かかっていたのは事実で、そこは省略出来る部分かなと思います。

一方で、事業の成果等が例年全く同じ記述で、今年度は何をやったのかがよく分からなくて、課題も変わらず、対応方針も変わらないままの書類を出されて、これで我々にどう評価してほしいのか疑問に思うところがあるのですが、結局何が変わったのかを対面で聞いて、こういったことをやっていますということをお答えしていただいて、初めて評価ができるということがあるので、むしろ願いは書面審議できるような内容の基本票をつくってほしいというところですね。

企画・評価専門監 ごもっともな御意見です。昨年の審議の中で、前年度と同じような記載であったり、事業の成果の部分で、総合的な評価の記載が十分でなかったりという御指摘をいただいたということですので、一度、基本票を出してもらった後に、不十分だとか、去年と同じ、あまり変わっていないというところにつきましては、一度、事務局から指摘をしております。部会や分科会でも、委員の皆様からも御指摘いただいているので、本年度の実績の評価であるとか、1年間の取組で明らかになった課題や中期的な課題、それらをどうしていくのかなど、昨年いただいた御意見については、こちらからも確認の中で担当課へバックしており、それを付記して再検討を求めていますので、その辺りは少し改善され、書面審議をするに当たっても少しはいい方向にあるのではないかと考えております。

井上部会長 資料4に原案を出していますが、これはあくまで案であって、全部このとおり実施するというのではなく、この場の議論を踏まえてある程度修正をかけられるということですね。例えば、委員の皆様からは、対面審議の時間が短くなり過ぎているのではという御懸念もありますので、これに関しては、必ず上限時間を政策5分、施策10分としなくても、現実的にどこまでというのは事務局で計算していただかないと分かりませんが、今の委員の御意見に従っての変更も可能ということで、どんどん御意見をいただければと思います。

やはり対面審議の審議時間については、少し時間を多くとって、質問が尽きればそこで終わりで構わないというような扱いに、再度御検討いただければいいと思います。

佐々木委員 今、井上部会長から案なのでというお話がありましたけれども、案とはいっても、各分科会の日程は短くなっているので、それに合わせていくことになるかと思えます。先ほどから委員の皆様がおっしゃっているように、基本票どおりの概要説明は省略でとてもいいと思いますが、担当課によっては、それ以外の、こちらの聞きたいことを話してくださった方もいらっしゃったので、その部分は残念ながらあります。要は、先ほどから出ていますように、基本票をしっかりと書いてくださいということですね。特に取り組む内容と評価にずれがあるところ、取り組む内容が書いてあるのに、そこが評価されていないことが多々あったと思われまので、その部分を改善していただきたいと思えます。

それから、先ほど寶澤委員がおっしゃったように、今までの審議を振り返ったときに、審議時間が半分になるのにはとても不安があります。書面審議にするか、しないか、当日に質問への回答内容を見て判断することの難しさ、やはり回答を事前に見ることが必要ではないかという気がします。こちらが意図したような回答が返ってこなければ、やはり対面になると思います。意識すると書面か、対面か分けられるかもしれませんが、やはり対面が多くなるような気がします。

企画・評価専門監 ありがとうございます。資料には書いていませんが、当日の論点整理が肝になるところですので、予定では今40分くらいと、長くとるようにしたいと考えております。先ほど申し上げたように、担当がいろいろな課にまたがっており、内部調整にも時間が必要で、質疑への回答はぎりぎりにならないと出てきませんので、もし、事前に質疑に対する回答を委員の皆様にご覧いただくことにする場合は、質疑を提出していただく時期をもう少し早めていただければ可能だと思います。

井上部会長 担当課から回答がくるのは、当日、直前ですか。前日の夕方までの締め切りとされていたとは思いますが、それが実現困難ということでしょうか。

企画・評価専門監 実態としましては、分科会の開催日前日の夕方にまとまれば早いほうで、夜であったり、午後の分科会の場合ですと午前中によろやく回答が来てぎりぎりというのが大半です。

寶澤委員 今、佐々木委員のお話を聞きながら、去年のことを思い出すと、事前の論点整

理の中で、我々が聞きたいことはこういうことですよねという話をして、それに対して回答が十分ではないことのほうが多くて、結局、担当課に直接聞いたほうが早いということになります。聞きたかったのはここだけども、その裏にある、「なぜこの数字を使ったのか」、「ここはきちんとチェックしたのか」といったことも含めて、評価の対象としてどうなのかと。担当課の評価がそのまま良いのか判断が難しい中、どうして半分書面審議で良いと思われたのかが分かりません。いつも論点整理のときには、評価がそのままいいかどうか分からない状況のほうが多く、また、復興事業は全部「完了」、数値目標も全然変わらず、全部達成度Aになっていて、我々は何のために評価しているのだろうと思うような施策等もありました。特に、第2分科会は達成度Cの指標が結構あるところなので、「それで、どうしたいのですか」という話を聞くのは対面じゃないと無理ですよね。論点整理だけで振り分けるのはなかなか難しいですが、今年はそれでやってみるということですね。

企画・評価専門監　　そうですね、まずやってみたい、やってみるということで考えております。もし、質疑に対する回答が早目に出てくるのであれば、メールで送るということは可能です。

佐々木委員　　各担当課の回答が前日の夜というのをお聞きして、とてもそんなことはお願いできないという思いにかられたのと、あとは事前に送っていただいたとしても、それに対して、再度質問をして回答を提出してもらう時間はないということですね。

企画・評価専門監　　今のスケジュールでは、少し難しいです。それを2回繰り返そうとすると、先生方に作業をしていただく時期をかなり前倒しにしないと難しいと思います。

佐々木委員　　こちら、質問内容が十分に伝わるようにしなければいけないと思いました。

實澤委員　　基本方針として、時間を短縮する努力をするというところはすごく大事だと思います。「審議の時間を半数まで短くする」というところを先に置くのではなく、できる限り書面審議にしたいということで、「目標は半数まで」というならそれでいいと思うのですが、半数にしなければならないと言われるときついですし、対面審議の時間も10分に短くしますと言われてしまうと少し厳しいです。あとは、どうやったら書面審議でできるようになるのかについて、今年度は、できるものがあればそれでいいと思いますが、こういうところが分かれば書面審議ができましたというようなコメントをつけて、来年度以降、書類を出してもらうときには、なるべく書面審議ができるように、柔軟に議論しつつ、不十分にならないようにしておいたほうがいいと思います。

企画・評価専門監　　ありがとうございます。対面審議ではなくて、書面審議でやるにはどうすればいいかというのは、實澤委員が今おっしゃったように、本年度一年やってみて、委員の皆様の御意見を伺いつつ、アドバイス、御提案などもいただいて、事務局から基本票をつくる担当課にも伝えたいと思います。今は、成果をできるだけ

くさん書いてはいますけれども、どういうポイントで委員は見ているのかが分かれば、担当課でも、分かりやすい書類、評価をいただきやすいような資料づくりができると思いますので、その辺、委員の皆様の御提案をいただきながら本年度はやっていきたいと考えております。

佐々木委員 毎回のお話になりますが、それにはやはり目標指標の設定が重要だと思います。基本票を見ていると、目標指標の達成度がNであるものが結構あります。やはりそこは聞きたくなってしまうので、それも含めて御検討いただければありがたいと思います。

企画・評価専門監 目標指標につきましては、毎年御意見をいただいております。佐々木委員からお話のあったNですけれども、平成28年度は、国で、農業センサスなどの大きな調査をした年であったものですから、関連する商業・工業・農業の分野で、Nとなっている項目が少し多くなっております。指標については非常に多く意見が寄せられるので、事務局でも、Nとなったものは、なるべくほかの調査や事業者団体のヒアリング、前年度までの状況など、達成度の欄はNでも、何か代替になるようなもので分析を加えるよう、担当課に話をしております。

それから、計画につきましても、今年度はちょうど見直しの年になりますので、目標指標についてこれまでにいただいた御意見なども含め、政策評価部会で委員から御指摘があったことについては、担当課で見直しのときに検討するようにしてございます。

井上部会長 その他、ございますか。

本年度は大きく改善を試みるということで、いろいろ戸惑いとか、やってみると思ったとおりとは少し違う方向に行ってしまうおそれもあると思いますけれども、より充実した審議を行うためにどうしたらいいかを全体で検討していこうということです。細部にわたってはもう一度事務局のほうで詰めていただくところがあるかと思っておりますのでお願いします。

もう一つ、懸念は、午前中開催の分科会です。スケジュールを見ると、第2分科会は3回とも午前中の開催で、午後にはまた別の分科会を開催するという日も2回ぐらいありますので、時間が伸びたときに会場の問題などが出てくるのが心配です。本日の議論を踏まえて、このようにすれば実施できるというところをもう一度詰めていただければと思います。

いろいろ御意見をいただいて、この原案から少し変更するところが出てきますけれども、この方向でまず今年1年やってみて、やってみてどうだったか、またこの部会で検討して、よりよいものを次年度以降考えていくということで、本年度は実施させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

實澤委員 1つ提案ですが、今の井上部会長のお話で、テストケースでやるのであれば、今年是对面審議が終わった後に、この対面審議は必要だったか、不要だったか議論して、不要だったというケースがどれくらいあったかを数で把握する必要があると思います。やはり何個削れるかというのは、そういう議論がないとまずいと思います。今、半数という数に疑問でいっぱいですけれども、去年、大きな政策

で、同じ説明が繰り返されたときは、これはさすがに要らないなと思った記憶があるので、やってみて要らなかったものが幾つあったのかをメモしていくと、次回は実際のところが見えてくるのではないかと思います。

井上部会長 対面審議が要らなかったというものや、書面審議にしてしまったけれども、対面審議にしておくべきだったというものもあると思いますので、最終的に各分科会で持ち寄って議論をして、事務局でその辺をまとめていただければいいと思います。どうもありがとうございました。

では、御熱心に御意見を出していただいて、議論が深まったと思いますので、そのほかになければ、次に移らせていただきたいと思います。

今話した内容と重複する部分が多く出てくるとはと思いますが、具体の分科会の進め方について、事務局で資料を用意されておりますので、そちらを御説明お願いいたします。

企画・評価専門監 それでは、お手元の資料の5から10を使いまして、先ほどの見直し案より少し変わる部分もございますけれども、そちらも踏まえまして御留意いただきたい点等を中心に御説明させていただきます。

初めに、資料の5を御覧ください。

今年度の全体のスケジュールでございます。黒丸印のある項目が行政評価委員会、それから政策評価部会、分科会関係のスケジュールになります。今年度の評価については、既に平成28年度の2月下旬から、庁内の各部局において作業を進めており、5月16日に知事から行政評価委員会の委員長へ諮問がされております。

本日、評価の原案を公表しますが、あわせて県民意見の聴取、いわゆるパブリックコメントを6月23日までの31日間で行う予定としております。昨年度は意見がなく、周知の方法等いろいろ御提案をいただきましたけれども、今年度も新聞であるとか、市町村へのチラシの配布など、できる限り周知を図っていきたくて考えております。

それから、各分科会の開催につきましては、5月31日以降に3回の開催を予定しております。各分科会の審議を経まして、7月上旬に答申案を取りまとめるための第2回目の政策評価部会を開催した後、7月中に答申をお願いしたいと考えております。その上で、9月には県の最終評価を決定、公表するほか、県議会へ報告することとしております。

このほか、政策評価・施策評価の関連では、年末、11月から12月にかけて県民意識調査を実施することとしております。

次に、資料の6を御覧ください。

分科会の進め方について、見直しを含めまして御説明申し上げます。

まず、1の政策評価部会分科会の審議・判定の範囲につきましては、特に変わったところはありません。委員の皆様には、将来ビジョン、それから震災復興計画、実施計画の体系に基づく21の政策、56の施策の審議・判定をお願いいたします。点の2つ目、判定の対象は、政策・施策の成果に係ります県の評価原案の妥当性を判定していただきます。点の3つ目としまして、政策・施策を推進する上での課題と対応方針につきましては、県の原案に対しまして委員の皆様から御意見をいただくこととしております。

続いて、分科会の進め方でございます。

黒い四角の1つ目ですが、委員の皆様からの質疑事項の事前提出、それから県からの回答の事前準備を行うこととしております。お忙しいところではございますが、よろしくお願いいたします。

黒四角の2つ目、論点整理におきまして、書面審議、対面審議となるものを御選定いただくということにしております。なお、政策については、施策の選定状況にかかわらず、政策として対面審議が必要かどうかという観点から選定していただくこととなります。ただし、政策が一つに対して施策が一つのものについては対面と書面の要否は一緒に選定していただくこととなります。

次に、黒四角の3つ目、対面審議とされたものにつきましては、分科会で判定を行うために必要な質疑事項を厳選していただくということで、よろしくお願いいたします。

それから、次、四角の4つ目ですが、対面審議に係る質疑時間について記載しておりますが、これについては、先ほどお話がありましたように、少し幅を持たせるよう、事務局で再度検討させていただき、部会長とも御相談の後、お知らせしたいと思います。

それから、下から2つ目の黒四角の米印については、政策と施策で対面審議の際に出席する担当の課室となっております。

一番下の黒四角については、全ての政策・施策について、県原案に対する意見の集約を行っていただいて、判定と、それから判定理由等を決定していただくということでございます。

次に、資料の7を御覧ください。

こちらは分科会当日の具体的な流れでございます。

最初に、論点整理で対面又は書面の選定を行っていただきます。

それから、対面審議とされたものについては、質疑事項の厳選を行っていただきます。

次に、2番目としまして、書面審議とされた政策・施策については、ここで判定と判定理由等を決定します。

3番目については、2回目以降となりますけれども、前回の審議について、事務局で調製した審議結果報告書を確認していただきます。

その後に関係課が着席しまして、事務局から当日の進行等の確認を行った上で、対面審議に入ってまいります。

最初は、対面審議とされた施策から審議し、複数の施策がある場合には、施策の質疑を繰り返して、政策が対面で選定されていまして、その後政策の質疑応答を行っていくこととなります。

対面審議とした政策・施策については、対面審議が終わり、県関係課の職員が退席した後、判定と判定理由の決定を行っていただきます。

なお、目標指標の担当課室、事業担当課については、例年と同様に施策についての審議の時のみ出席し、政策の審議には出席いたしませんので、目標や事業に関する御質問については、施策の審議の際に質疑することとなります。

続きまして、資料8を御覧ください。

こちらには、政策評価部会・分科会における諮問から答申までの流れを記載しております。先ほど、資料5で大まかなスケジュールを説明させていただきました。

たので、ポイントのみ説明させていただきます。

②「第1回部会開催」の枠内の下から2行目、アンダーラインをしてあるところになりますけれども、委員の皆様方には大変恐縮ではございますが、分科会開催の3日前の午後5時までに、要質疑事項（別紙1）を御提出いただくようお願いいたします。

次のページの別紙1を御覧ください。

こちらはサンプルとしまして、第1分科会の政策・施策の一部をお示ししたのですが、この様式では、委員の皆様が担当される政策・施策について、確認したい疑問点がございましたら、書いていただき、事務局で取りまとめ、担当課に回答を求めまして、論点整理において書面・対面の選定や審議事項を選ぶ際に活用していただく予定です。

別紙1の表の中に米印で対面審議という欄がございます。こちらについては対面審議を希望する政策・施策に丸をつけていただくようにしております。それから要質疑事項の欄には、質疑事項のうち対面による回答を希望するものがあれば、丸を付記していただくことにしております。

委員の皆様にお使いいただく事前提出用の様式は、担当される政策・施策ごとに、この会議資料とは別にお配りいたしますので、後ほど御確認ください。

次のページの別紙2を御覧ください。

こちらは要質疑事項に対する担当課からの回答様式となっております。

次に、資料8の1ページ目に戻っていただきまして、③の「分科会開催」についてでございます。資料の中ほど、③-1の「論点整理」につきましては、分科会における対面審議の前に論点の整理をお願いすることとしております。当日は、先ほども申し上げました、事前に御提出いただいた要質疑事項とその回答をまとめたものをお配りしますので、こちらを御覧になって対面・書面の選定や対面時の質問事項の論点等を分科会長の進行でまとめていただくようお願いいたします。

次に、③-2「対面審議」でございますが、こちらについては事前の論点整理を踏まえて行っていただくようになっております。

最後の③-3「判定及び判定理由等の決定」でございますが、分科会での書面審議又は対面審議の結果を踏まえて、最終的な答申意見につながる判定の理由を集約し決定した上で、分科会ごとに別紙の3-1、3-2にございます審議結果報告書を作成することになります。

続きまして、資料の9を御覧ください。

この様式につきましては、政策・施策の成果の部分、それから、政策・施策を推進する上での課題と対応方針につきまして、県の原案の妥当性を判断していただく際のポイントを記載したものとなります。表面が政策評価、裏面が施策評価の様式となっておりますので、裏面の施策評価の様式で説明させていただきます。

施策の成果については、県が行う「順調」「概ね順調」「やや遅れている」「遅れている」の4段階の評価原案について、目標指標等の達成状況、県民の意識、社会経済情勢、事業の実績・成果等から見て、県の評価の原案が妥当かどうかを御判断いただくこととなります。判定については、「適切」「概ね適切」「要検討」の3段階で行い、あわせて判定理由も決定していただきます。

枠内に記載のとおり、「適切」というのは、県の評価の原案が理由も十分であり、

評価は妥当であると判断されるものを指しております。「概ね適切」とは、評価理由に一部不十分な点が見られるが、評価としては妥当であるとされるものを指します。「要検討」とは、評価の理由が不十分で評価の妥当性を認めることができないので、評価の内容を検討する必要があると判断されるものを指しております。

もう少し分かりやすくするために、下に参考としまして判定の流れ・フローを示しております。初めに、県が行った評価が妥当か否かということをお判断いただきます。上の矢印の流れですけれども、評価が妥当な場合には、評価の理由の記載が十分である場合は「適切」としていただき、例えば評価理由の記載が足りないとか明確でないなど、一部不十分である場合には「概ね適切」とします。なお、「概ね適切」とのお判断の場合は、どの部分が足りないか、検討箇所を明示していただくこととなります。一方、評価理由が不十分で評価の妥当性が認められないという場合には、「要検討」としまして、検討箇所を明示していただくこととなります。

なお、施策の成果を図る視点の一つであります県民意識調査につきましては、平成28年度は、将来ビジョンの体系に基づく調査をしておりませんので、震災復興計画の体系において、類似する施策の調査結果から傾向や推移について整理・分析して、担当課で記載しております。

次に、上の表の下半分、もう一つの評価項目である「施策を推進する上での課題と対応方針」の欄につきましては、施策の成果等から見て妥当かどうかということから判断していただきます。県の原案に対して、課題の捉え方や対応方針について御意見がある場合には、具体的にその内容を決定していただきます。

こうしてまとめていただきましたものが、先ほど資料8の説明の際に御紹介しました審議結果報告書ということになります。資料8へ戻っていただきまして、別紙の3-1が政策評価、別紙の3-2が施策評価の様式となります。例えば別紙3-1、四角印の2つ目に、県の評価、「政策の成果」に対する判定の欄については、県の自己評価に対して、「適切」か「概ね適切」か「要検討」かの3段階のいずれかで判定をしていただきます。判定結果のそれぞれの意味合いについては下の囲みに記載されているとおりでございます。

それから、「概ね適切」・「要検討」の場合には、それぞれ下に記載例がありますとおり、判定の理由を明示していただいて、どの部分の説明が足りないかなどを個別に記載いただくことになっております。

その下の四角、県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に関する意見欄については、県の原案に意見がある場合にその内容を具体的に記入していただくこととなります。

施策の別紙3-2につきましても、記載の考え方は同じでございます。

最後に、資料10を御覧ください。

分科会の日程表でございます。5月31日から開始しまして、6月15日をもって終了する予定となっております。集合時間、判定の終了時間等については、記載のとおり予定となっておりますけれども、終了時間につきましては、対面審議の選定状況や質疑の状況によっても変わってまいりますので、御了承いただきたいと思います。開催場所は記載のとおり全て県庁舎内となっております。繰り返しになりますが、限られた時間での作業となりますので、対面審議と書面審議の選定、それから、質疑事項の御提出について御協力をお願いしたいと思います。

企画・評価専門監 各分科会で決定していただいた意見を取りまとめて、第2回部会で全体を決定していただき、初めて意見としていただくようになるので、2回目にそれをお見せするという事は難しいと思いますが、記載の仕方等で、こういうことがあったら記載してください、こういう書き方をしてくださいといった具体的な御指摘をされたものについては、反映もしやすいと思いますので、そこは事務局で確認する等をして、最後にきちんと結びつくようにさせていただきたいと思います。

福本委員 多分、意見として報告書に書くと、どうしても細かく具体的なことは書けないので、事務局から話をしていただくような形になっていて、去年、成果と評価を見た限りでは、結構直っている気はしましたけれども、そこが実際直ったかどうかというのは、本当のところよく分かりません。そこが分かると良いと思いました。

企画・評価専門監 委員の皆様からどのような御意見が出てきたかということは、議事録にも残りますし、確実に反映していくことは可能だと思います。ただ、個別的なことにつきましては、いろいろな政策・施策の中に事業があるので、答申に記載した内容以外の概要的なところで書いているかと思いますが、いただいた御意見については、文書であっても、別の形であっても、担当課に伝えておりますし、反映もしているところでございます。

寶澤委員 我々の本分は、「遅れている」と評価されたものが本当に遅れているかどうかを見るということですよ。だから、「順調」という県の評価が、順調でよければ、それで「適切」という評価をするという話だと思うのですが、資料2の5ページにある評価の区分を見ると、「進捗状況が順調であると評価されるもの」とか、少しふんわりとした書きぶりになっています。これは何か基準というのがあるのでしょうか。それぞれの目標指標については、達成度が100%以上でA、80%を超えたらBと決まっていますが。施策が「順調」というのは妥当か、妥当じゃないかを決めようとする、基準がふんわりしているので、福本委員が今おっしゃったように、施策の方向にきちんと沿った話になっているのかということ聞いていかないと分かりません。聞いた上で、結局、何をやっているのか聞くと、きちんとお答えいただいて、ああ、頑張っているんだなと分かるのですが、今年は、基本票の中からそこまでのことを読み取れるかなと思うと、不安な感じはします。

企画・評価専門監 評価をする際に、指標にAが幾つあったら「順調」とか「概ね順調」というような判断基準があるわけではありません。委員の皆さんからもよく御指摘いただくことでありますが、指標が全てではなく、県民の意識であるとか、社会経済情勢に沿っているかといったことも踏まえて総合的に評価をするということにしております。それについても、マニュアルなどに入れて、担当課にも徹底しているところでございます。

佐藤委員 具体的な例で御質問させていただきます。私の関連する第3分科会の中には、自主防災組織の組織率の数値目標や達成率がありまして、その評価自体はきちんとすることになるのですが、実績値が100%に近い数値になってきている状況は

確認できていても、例えばその組織ができたことと、地域の防災力向上にどれだけ寄与できているのかというのはまた別問題なので、次のステップの施策につながるような意見を申し上げたくなる場面が考えられるのですが、それは私たちの守備範囲外で申し上げてはいけないとか、あるいは申し上げていいとすればどういう形でどこに生かせばいいのか、そのあたりを教えていただければと思います。

企画・評価専門監 目標指標が達成されている事業になると思いますが、今おっしゃったような、「組織はされたけれども、きちんと活動して地域の防災力が上がっているのか」ということを要質疑事項に書いていただくと、最初は文書になりますけれども、担当課の回答を確認していただくと。その状況から、「既に目標指標についてはある程度達成されているので、次の課題と、どう取り組むかについて課題と対応方針の欄に記載すべきではないか」というような御意見をお寄せいただくことが可能だと思います。昨年度も震災復旧の関係で、ハード整備は概ね9割以上終わったので、ソフト事業の展開が課題ではないかという御意見をお寄せいただいた例がございます。

寶澤委員 今、佐藤委員がおっしゃったことは、いつも我々が悩んでいるところで、例えば、第2分科会の「外国人も活躍できる地域づくり」の施策では、外国人向けの講座を何回開くといった指標があって、達成度は「A」になっているのですが、それでどれだけ外国の方が本当に住みよくなったのかといったことは、やはり聞かないと分かりません。「外国の方からはこういった声が上がっています」ということを書いてくれるといいのですが、その指標についてだけ書かれると、本当にそれで順調なのかどうか、我々には分からないので、最終的に佐藤委員がおっしゃられるように、「こういうことをやったら、そういったところも評価できるのではないか」というところまでコメントさせていただいていることが多いです。

稲葉委員 参考資料に、地方創生の事業がありますけれども、基本票に記載されている事業の中で「地創1(1)⑨」といった番号がついているものは、地方創生関連の予算という意味ですよね。

企画・評価専門監 今日お持ちでないかもしれませんが、基本票の後半に、それぞれ関連する事業が一覧表で載っているのですが、そこで「地創何々」となっているものが、こちらの地方創生の基本目標の番号と対応しているということになります。

稲葉委員 宮城の将来ビジョンと、震災復興計画とは別に書いてありますが、地方創生の件に関しては別途に何かがあるわけではなくて、この中の印を見るということですよ。

企画・評価専門監 そうです。地方創生の事業にもなっているということで御覧いただければいいと思います。個別に作業をしていただくということではありません。

稲葉委員 地方創生の予算は何年と決まっているものなのですか。ここに、次年度以降の

方向性について「維持」とか「拡充」と書かれていますが、地方創生の予算が入っているから、次年度以降は縮小とか、そういうものはあるのでしょうか。地方創生だからということも考慮しなくてもいいのでしょうか。

企画・評価専門監 基本的には大丈夫でございます。ビジョンの事業や震災復興の事業としては、計画の年限がありますので、その中で何年度までやるという考え方がありますが、地方創生の事業として何年やるものかというのは、計画に記載がありませんので、確認して、後ほど御連絡させていただくようにいたします。

内海委員 地方創生の予算というのは、国と連動してやっているもので、いつまでといったことは、県が独自に決められないのではないのでしょうか。

企画・評価専門監 地方創生の戦略を立てて実施することになっておりますが、地方創生の計画に掲げている事業が全て国の交付金の対象事業になっているかという、そういうわけでもないで、全て国の予算と連動ということではありません。

内海委員 先ほど、平成32年度まで3年間延長するという予算のお話をされましたけれども、これはどこと連動するのですか。

企画・評価専門監 予算ということではなく、今日冊子をお配りしております、宮城の将来ビジョンにつきまして、本来は10年間の計画で、平成28年度で終了予定だったのですが、今は震災復興計画もあわせて進めておりますので、震災復興計画の終期である平成32年度に合わせて、内容も拡充、見直しをして、ビジョンの計画期間も平成32年度までに改訂したということでございます。

内海委員 分かりました。ありがとうございます。

先ほどの佐藤委員の御質問ですけれども、第1分科会では、枠組を超えているいろいろなことを要望していて、初年度、施策の間を取り持つコーディネーターは何人いますかと聞いたら、3人との回答だったので驚いたのですが、翌年同じことを聞いたら、何百人いて、実は去年もいましたという回答で、ではコーディネーターというのはどういう人ですかと聞いて、協会の古株の人との回答があったのが、その翌年には反映されていて、去年はそれが実質的なGDPに与える効果はどうですかと聞いたら、個別にまでは分からないとの回答でした。

質問して、答えていただいて、質問して、答えていただいてというのを繰り返して、少しずつ改善されていくというものが大事かと思っています。仮に担当が全員交代してしまうと、書面からは指摘されたことが分からないですよね。だから、事務局は継続してもらおうということを、共通認識としていただくと大変いいのではないかと思います。以上です。

企画・評価専門監 ありがとうございます。委員会の中でだんだんうまく回るようになったことが、人が変わってしまって回らなくなる、ということかと思っておりますけれども、私ども事務局も全員一斉に変わるということはないようになっております。本当は委員も一度に変わらないようにしていきたいところですが、震災の影響もあって就任

の時期が重なっている委員方もいらっしゃいますので、その辺は十分留意して、どのような経過で施策のPDCAにつながってきたかということが分かるように、こちらにも意識して進めていきたいと思えます。

井上部会長 そのほかございますか。

特にならなければ、この議事の2については閉じさせていただきたいと思えます。これに関しましては、来週から分科会が始まりますし、早速作業に入られることになろうかと思えます。非常にお忙しい中、短時間で作業をお願いすることになると思えますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

そのほか、全体を通じまして何かございますか。特にならなければ、以上で議事を終了させていただきたいと思えます。

なお、先ほど予定にも出ておりましたが、次回の政策評価部会は、7月の上旬を予定しております。後日、事務局から御連絡が行くと思えますので、その際はよろしくお願ひいたします。

それでは、事務局に進行をお返ししたいと思います。

長時間にわたり御協力ありがとうございました。

司 会 それでは、以上をもちまして平成29年度第1回政策評価部会を終了いたします。本日は大変ありがとうございました。

宮城県行政評価委員会政策評価部会

議事録署名人 佐藤 健 印

議事録署名人 佐々木 恵子 印